# 用語の解説

## <統計表の各頁に共通する用語>

#### 母集団企業数

母集団企業数は、平成16年事業所・企業統計調査(平成16年6月)をもとに、平成13年事業所・企業統計調査から平成16年事業所・企業統計調査での産業中分類・規模別の開業、廃業、規模移動を考慮して、平成17年9月時点として想定したもの。

#### 従業者数

平成17年3月31日現在での従業者数。 なお、統計表の従業者数は、個々の有効回答 調査票(個票)の従業者数を拡大推計して得 られた拡大推計値を基に集計したもの。

### 法人企業

法律の規定によって法人格を認められているものが、事業を経営している場合をいう。

#### 個人企業

個人が事業を経営している場合をいう。 法人組織になっていなければ、共同経営であ る場合も、個人企業に含む。

## < 各調査事項の用語 >

## 1.売上高及び営業費用

# 売上高(営業収益)

実現主義の原則に従い、商品などの販売又は 役務の給付によって実現した売上高、営業収益、 完成工事高など。

#### 営業費用

売上原価 + 販売費及び一般管理費

## 売上原価

商品仕入原価 + 材料費 + 労務費 + 外注費 + 減価償却費 + その他の経費

### 商品仕入原価

商品期首棚卸高に当期商品純仕入高を加え、 商品期末棚卸高を控除して計算されたもの。

## 材料費

製造工程又は業務の直接部門で使用する素材費(原料費) 買入部品費、燃料費、工場消耗品費、消耗工具器具備品費などの総額。

### 労務費

製造工程又は業務の直接部門に属する従業者の賃金(基本給のほか割増賃金を含む) 給料、雑給、従業員賞与手当、退職給付費用などの総額。

#### 外注費

製造工程の一部(外注加工など)又は会社の 業務の一部を他の業者に委託した際の費用の 総額。

## 減価償却費 (売上原価に含まれるもの)

製造工程又は業務の直接部門で使用する有 形固定資産及び無形固定資産の取得原価を使 用する期間や耐用年数に応じて配分した費用 の総額。

#### その他の経費(売上原価に含まれるもの)

売上原価のうち、商品仕入原価、材料費、労務費、外注費及び減価償却費(売上原価に含まれるもの)以外のその他の経費の総額。

製造工程又は業務の直接部門に属する従業 者の福利費(法定福利費を含む)を含む。

### 販売費及び一般管理費

人件費 + 地代家賃 + 水道光熱費 + 運賃荷造費 + 販売手数料 + 広告宣伝費 + 交際費 + 減価償却費 + 従業員教育費 + 租税公課 + その他の経費

## 人件費

常用、臨時、役員、正社員、パート・アルバイトを問わず、当該事業年度に支払うべき給料、 手当、賃金、賞与など。ただし、利益処分による役員賞与は除く。

### 地代家賃

土地、建物などの不動産の賃貸料の総額。 水道光熱費

ガス代、電気代、水道料などの総額。

#### 運賃荷造費

製造品、商品などの輸送、梱包などに支払った運賃、荷造費の総額。

#### 販売手数料

売上に対し一定の率で支払う手数料、売上げに対する協力度、回収、成長度などに応じて支払う売上奨励金などの総額。

### 広告宣伝費

不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図 してなされるもので、商品・製品の広告、求人 広告、会社広告などの総額。

#### 交際費

得意先、仕入先、その他事業に関係する者に対して、営業上必要な接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために要した費田

減価償却費(販売費及び一般管理費に含まれるもの)

販売費及び一般管理費に計上する減価償却費で、売上原価に含まれる減価償却費以外のもの。

#### 従業員教育費

講師・指導員などの経費、教材費、外部施設 使用料、研修参加費、研修委託費。

#### 租税公課

印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税(付加価値割及び資本割)及び事業所税などの合計。

その他の経費(販売費及び一般管理費に含まれるもの)

販売費及び一般管理費のうち、人件費、地代家賃、水道光熱費、運賃荷造費、販売手数料、 広告宣伝費、交際費、減価償却費(販売費及び 一般管理費に含まれるもの) 従業員教育費及 び租税公課以外のその他の経費の総額。

販売及び一般管理部門に属する従業者の福 利費(法定福利費を含む)を含む。

#### 営業外損益

営業外収益+営業外費用

### 営業外収益

受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。

#### 営業外費用

支払利息・割引料 + その他の費用

#### 支払利息・割引料

銀行その他の金融機関や他の会社からの借 入金に対する利息、受取手形を割り引いた場合 に支払われる費用で、割引日から手形期日まで の期間の利子相当分。

#### その他の費用

支払利息・割引料以外の営業外費用に計上される雑損失など。

## 経常利益(経常損失)

売上高(営業収益)から、売上原価、販売費 及び一般管理費を差し引いたものに営業外損 益を加えたもの。

税引前当期純利益(税引前当期純損失)

経常利益に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。

税引後当期純利益(税引後当期純損失)

税引前当期純利益から法人税、住民税及び事業税(所得割)を控除したもの。

少額減価償却資産取得額の損金算入額

租税特別措置法上の「中小企業者等の少額減価償却資産の取得金額の損金算入特例」を適用し、損金経理した金額。

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得金額の損金算入特例」とは、青色申告書を提出する常時使用する従業者の数が1000人以下の個人事業者または資本金1億円以下の中小企業者(大規模法人の子会社などは除く)などを対象に、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額の全額を損金算入出来る制度。

### 2 . 売上高(営業収益)の内訳

### 建設事業の収入

建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事 高。

#### 製造品売上高

自己の製造した製品を販売した場合の販売 高。他から製造委託を受けたものを含む。

## 加工賃収入

発注元から支給を受けた原材料を加工する ことにより受け取った収入。

### 情報通信事業の収入

通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。

#### 運輸事業の収入

道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、 倉庫業及びこん包業などの収入。

#### 不動産事業の収入

不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸などの収入。

#### 卸売の商品売上高

仕入商品を他の事業者に販売した場合の販売高。営業活動に伴う販売手数料などを含む。 小売の商品売上高

仕入商品又は製造した商品を消費者に販売 した場合の販売高。営業活動に伴う販売手数料 などを含む。

なお、菓子、パン、建具、畳などを製造し、 最終消費者に直接販売する場合は、「製造品売 上高」ではなく、「小売の商品売上高」に含む。

#### 飲食事業の収入

食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、 喫茶店、料亭及び酒場などの収入。

#### 宿泊事業の収入

旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収 入。

#### サービス事業の収入

専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など)洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業及びその他の事業サービス業(建物サービス業、警備業、労働者派遣業など)などの収入。

## その他の事業の収入

上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・ 福祉及び教育・学習支援業などの収入。

# 3. 設備投資

### 有形固定資産

建物・構築物 + 機械装置 + 船舶、車両運搬具、 工具・器具・備品 + 土地 + 建設仮勘定 建物・構築物 事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、 社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び 煙突などの構築物の外、暖冷房設備、照明設備、 昇降機などの付属設備を含む。

#### 機械装置

工作機械、化学反応装置などの機械装置及び それに付属する設備。

## 船舶、車両運搬具、工具・器具・備品

タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器・測定機器などの器具及び事務机などの備品(耐用年数1年以上で相当価額以上のもの)。

#### 土地

工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。販売目的、投資目的の土地は除く。

#### 建設仮勘定

建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設 又は製作のために支出した手付金及び労務費、 取得した機械、購入した資材・部品など。

#### 無形固定資産

営業権、特許権、実用新案権、商標権、意匠 権、借地権・地上権、著作権及びソフトウェア 制作費など。

## 省力化・合理化(直接部門)

現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、売上原価を圧縮するためのもの。

### 省力化・合理化(管理部門)

現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、販売費及び一般管理費を圧縮するためのもの。

新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強 化など多角化

現在行っている事業以外の分野の事業を行 うために取得した固定資産。

既存建物・設備機器等の維持・補修・更新 既存の建物・設備機器などの維持・補修・更 新のために取得した固定資産。

### 既存事業部門の売上増大

現在行っている事業部門の能力を拡大する ために取得した固定資産。

### その他

上記以外の目的で取得した固定資産。

## 4.リースの利用

#### リース契約

一定期間、特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転用リースなどは除く。

#### 製造機械・装置

自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、 繊維機械などの産業用機械、旋盤、フライス盤 などの加工機械など。

### 建設機械

掘削機械、基礎工事機械、整地機械、コンク リート機械、舗装機械、建設用各種クレーン、 仮設用機材など。

コンピュータ及び関連機器

パソコン、周辺機器など。

### 事務機器又は通信機器

複写機、タイプライター、マイクロフィルム システム、シュレッダー、事務用印刷機器、フ ァクシミリ、無線通信機器、有線通信機器など。

#### 店舗・商業用設備

POSシステム、ショーケースなど。

### 調理用設備

厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他什器備品など。

### 輸送機械

乗用車、トラック、荷役運搬機器車輌(コンテナなど)産業用車輌(フォークリフトなど)船舶、鉄道車輌など。

## その他

上記以外のもの。

### 新規リース契約額

平成16年度中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同年度中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額。支払リース料(支払額)ではない。

# 5 . 会社全体の従業者数

#### 個人事業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経

営している人。

#### 無給家族従業員

個人事業主の家族で、賃金・給与を受けずに、 ふだん事業所の仕事を手伝っている人。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・ 給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」 又は「臨時雇用者」とする。

### 有給役員

法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人(無給の役員を除く)。

#### 常用雇用者

正社員・正職員+パート・アルバイト。

期間を定めずに、若しくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人、又は平成17年2月と3月にそれぞれ18日以上雇用している人。

#### 正社員・正職員

一般に正社員・正職員などと呼ばれている人。 パート・アルバイト

常用雇用者のうち、一般に「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人。

### 臨時雇用者

1ヶ月以内の期間を定めて雇用している人 又は日々雇用している人。

## 他の会社から派遣されてきている人

労働者派遣法でいう派遣労働者の外に、在籍 出向など出向元に籍がありながら派遣されて 働いている人。下請先の従業者を除く。